

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業
調査委託契約に係る特別約款

平成26年4月1日制定
平成26年7月15日改正
平成27年4月1日改正
平成30年4月25日改正
2023年4月14日改正

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との調査委託契約に係る特別約款は、次のとおりとする。

（経費の分担）

第1条 甲及び乙は、調査委託契約約款（以下「原約款」という。）第1条に規定する実施計画書に定める委託業務の実施に要する経費をそれぞれが負担する経費項目に基づき負担するものとする。

2 前項の負担する経費項目は、次のとおりとする。

甲：主たる経費（「労務費」又は「その他経費」）

乙：上記以外の全ての経費

（委託業務の管理）

第2条 委託業務の管理については、原約款第4条の規定のほか、次の各号のとおりとする。

一 甲は、一の契約書において複数の者と調査委託契約を締結する場合において原約款第11条第1項及び同条第2項第1号に規定する検査を契約者のうち特定の一の者に行わせることが適当と認められるとき、当該特定の一の者（以下「代表委託先」という。）に対し、原約款第12条に規定する甲が支払うべき額のうち代表委託先以外の契約者に対するものについて、原約款第11条第1項及び同条第2項第1号に規定する検査を行わせることができる。この場合、代表委託先以外の者に対する検査に対する責任は、代表委託先が負うものとする。

二 前号に基づき代表委託先が原約款第11条第1項及び同条第2項第1号に規定する検査を行った場合は、代表委託先はその結果を別添様式による検査完了報告書により直ちに甲に報告しなくてはならない。

三 原約款第11条第3項から第7項及び第9項の規定は、第1号に規定する検査に準用する。この場合において、原約款第11条第3項から第7項及び第9項中「甲」とあるのは「代表委託先」と読み替えるものとする。

(経費等の範囲)

第3条 原約款中「委託業務の実施に要する経費（又は要した経費）」とあるのは、第1条第2項の甲が負担する経費とする。

2 原約款第11条第7項中「調査委託契約約款別表に掲げる書類」とあるのは、第1条第2項の甲が負担する経費に係る書類とする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第4条 委託業務の実施に要する経費の支出については、原約款第5条ただし書きの規定は適用しないものとする。

(約款との関係)

第5条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この特別約款は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この特別約款は、2023年4月20日から施行する。

